

みどり市告示第 67 号

飲食店営業等に伴って発生する騒音について規制する地域等を次のように定める。

平成 28 年 4 月 1 日

みどり市長 石原 条



飲食店営業等に伴って発生する騒音について規制する地域等の指定

群馬県的生活環境を保全する条例（平成 12 年群馬県条例第 50 号）第 61 条第 1 項及び群馬県的生活環境を保全する条例施行規則（平成 12 年群馬県規則第 109 号）別表第 18 の備考 4 の規定により、飲食店営業等に伴って発生する騒音について規制する地域及び飲食店営業等騒音規制基準を適用する区域の区分は、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域等の指定の告示（平成 24 年みどり市告示第 65 号）により指定された地域及び区域の区分のとおりとし、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。